

## ○ 子育て・教育環境の充実

### (3) こどもの貧困対策の充実

(内閣府・厚生労働省)

#### 【本市の提案・要望】

- 地域の実情に応じたこどもの貧困対策を展開するための財政措置の充実
- ひとり親家庭への支援の充実
- 社会的養護の充実

#### 【現状・課題】

- こどもたちの未来が生まれ育った環境によって左右されることなく、自らの可能性を追求でき、貧困が世代を超えて連鎖することのない社会の実現をめざす必要がある。
- こうした認識のもと、平成 28 年 2 月、市長を本部長に「こどもの貧困対策推進本部」を設置し、多岐にわたる分野の部署を横断した全庁的検討を進めることとした。平成 28 年に実施した「子どもの生活に関する実態調査」(回収率 76.8%)から、こどもの貧困対策には子育て、教育、福祉、健康、就労などの多様かつ複合的な課題解決が必要であることが確認されたため、有識者を交えて「こどもの貧困対策推進計画」を策定し、平成 30 年度から課題解決に向け様々な取組みを行っている。こどもの貧困対策は、未来への投資であり社会全体で長期的な視点で取り組む必要があることから、施策を安定的かつ継続的に取り組むには、国による財政措置や制度改正が必要である。

#### (地域の実情に応じたこどもの貧困対策を展開するための財政措置の充実)

- 本市では、平成 30 年度から学校における「気づき」を保健福祉制度や地域資源による支援につなぎ、複合的な課題を抱えているこどもや子育て世帯を総合的に支援する事業や、こども食堂等こどもの居場所などと企業との連携により、地域でこどもを支えるネットワークが安定して持続的に発展する仕組みを作る事業を行い、社会全体でこどもの貧困対策を推進している。本市が全国に先駆けて実施したこれらの取組みを横展開することにより、同様の課題を抱える他の自治体も同様の効果があると考えられ、こうした地域の実情に即した事業に対する国の交付金「地域子供の未来応援交付金」の交付対象の拡充と事業規模に見合った交付金措置、交付対象期間の上限撤廃を要望する。

#### (ひとり親家庭への支援の充実)

- 養育費の確保はひとり親家庭の自立を支えるためには重要であり、民事執行法の改正により債務者の預貯金債権及び給与債権に関する情報を得やすくなるものの、養育費の取り決めにおける債務名義化が進んでいない状況を踏まえ公正証書作成費用の補助など、養育費を確実に確保するための制度及び国による財政措置が必要である。
- 税額に応じて料金等が決定する行政サービスを受ける際に差が生じていることから、非婚ひとり親世帯も、税法上の寡婦(父)控除が適用されるよう税制改正が必要である。
- ひとり親家庭自立支援給付金について、早期自立を促すために、高等職業訓練促進給付金支給額の拡充と、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の利用を促進するために、こどもの対象年齢を拡充するとともに、受講料の全額補助が必要である。
- 医療費助成制度全般について早期に国において制度化すべきであるが、特にひとり親家庭への制度は全ての都道府県で実施されており、国による財政措置が必要である。

#### (社会的養護の充実)

- 社会的養護の充実を図るためには、里親登録の大幅な増加と登録里親が安定的に養育を行えるための条件整備が不可欠であることから、里親制度や養子縁組に関する普及啓発を図るとともに、日常生活費や教育費の実態にあった水準への措置費の増額、養育里親手当の増額が必要である。
- 児童養護施設や母子生活支援施設利用者が、施設退所後に自立して生活を営み、貧困に陥ることがないように、施設として一貫した支援を安定的に行うことができるよう、取組みに係る人員等を措置費として支弁し、施設機能を強化することが必要である。

担当：こども青少年局

◆大阪市子どもの生活に関する実態調査結果（平成 28 年度） ※小5・中2のいる世帯への調査

主な項目 (小5・中2のいる世帯)	等価可処分所得 ※1	
	中央値 ※2 以上	中央値 ※2 の 50%未満
毎日またはほとんど毎日朝食を食べる	90.8%	78.8%
学校の勉強がよくわかる	28.8%	16.4%
母子世帯の割合	18.2%	42.9%
10代で初めて母親となった割合	18.8%	37.6%

見えてきた主な課題

- ・世帯の経済状況が、子どもの生活や学習環境、学習理解度にも影響を与えている。
- ・ひとり親(特に母子世帯)の経済・生活状況の厳しさ
- ・若年で親になっている世帯の経済・生活状況の厳しさ
- ・困窮度の高い世帯は複合的な課題を抱え総合的な支援が必要
- ・支援制度が届いていない世帯がある など

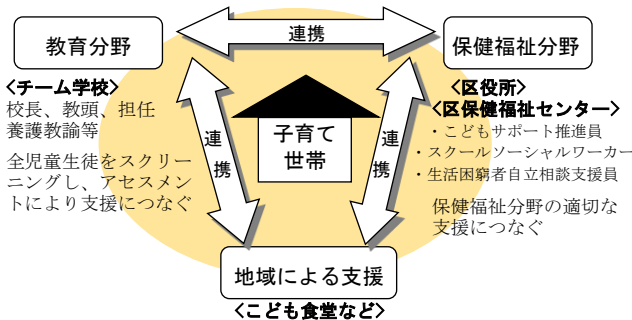
※1：世帯の可処分所得(収入から税金や社会保険料を除いたいわゆる手取り収入)を世帯人員の平方根で割って調整した所得

※2：本調査では 238 万円

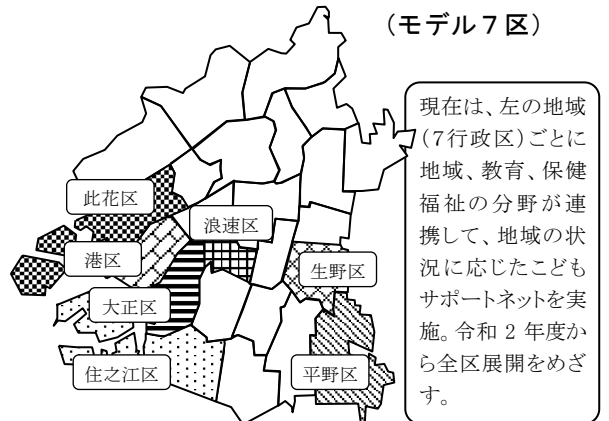
◆地域子供の未来応援交付金との関連

本市の事業	事業内容	課題	要望内容
こども支援ネットワーク事業 【令和元年度】 事業費 11,906 千円	こどもの貧困対策を社会全体で取り組むため、民間主体のネットワークへ運営補助	実施主体が自治体に限定 (補助事業は交付の対象外)	・ <b>交付対象の拡充</b> (自主的な活動を継続かつ活性化させるためには、民間主体で行うことが効果的であり、運営体制確立までの間、補助金による執行が必要)
大阪市こどもサポートネット (こどもサポート推進員) 【令和元年度】 事業費 88,855 千円	・教育や福祉分野などが連携して必要な支援につなげるようこどもサポート推進員を配置	・補助基準額 10,000 千円 [中核型(広域圏レベル)] (1/2 補助) ・1事業あたり <b>最大3か年が限度</b> (平成 30 年度より事業実施)	・事業規模に見合った <b>補助基準額の引き上げ</b> (補助基準額が人口規模に見合っていない) ・1事業あたりの <b>期間上限の撤廃</b> (こどもの貧困対策は長期的な取組みが必要であることから安定的かつ継続的な支援をするための財源措置)

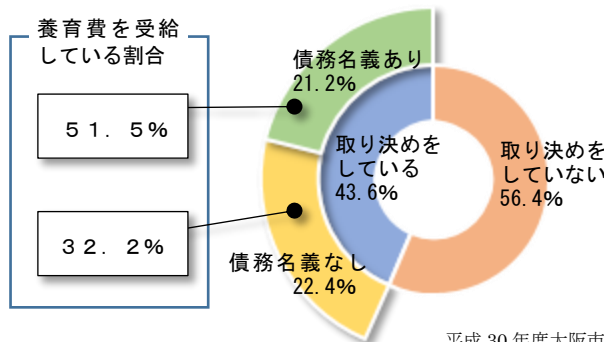
・大阪市こどもサポートネット概念図  
～学校の「気づき」を必要な支援につなぐ取組み～



・大阪市こどもサポートネットの実施状況  
(モデル7区)



◆養育費の取り決め状況と受給状況



養育費は公正証書等による取り決めを行っている場合、受給率が高くなる傾向にあり、民事執行法の改正による実効性を高めるためにも、補助金を交付するなどにより債務名義化を推進する必要がある。

平成 30 年度大阪市ひとり親家庭等実態調査より

◆里親へ支弁される里親手当及び児童の学習代に支弁される措置費状況

	養育里親手当		教育費及び特別育成費(学習塾費)
児童 1 人目	月額 86,000 円	中学生	実際に必要な費用全額
児童 2 人目以降	月額 43,000 円	高校生	月額 15,000 円

里親手当については、児童 2 人目以降の手当は 1 人目の半額となる。また、学習塾代については、中学生は実際に必要な費用の全額が支弁されるが、高校生については、上限設定があり、不足分は里親の持ち出しとなる。こういった実態などから里親のなり手が高所得世帯に偏っている現状もあり、新規里親開拓を阻む要因となっている。